

3 交野市入札公告第 19 号

入 札 公 告

下記のとおり制限付一般競争入札（事後審査郵便型）を行うので公告する。

令和 3 年 10 月 4 日

交野市長 黒 田 実
(公印省略)

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事名 | 星田北 5 丁目地内污水管布設工事 |
| (2) 工事場所 | 交野市星田北 5 丁目地内 |
| (3) 工事概要 | 管きょ工（小口径管推進，管径φ 200）L=20.5m
立杭工管内布設工 1 式
仮設備工 1 式
補助地盤改良工 1 式
マンホール工 1 式
立杭工 1 式
鋼製ケーシング式土留工及び土工（φ2000）
仮設工 1 式 |
| (4) 工 期 | 令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 3 月 18 日まで |
| (5) 予定価格 | <u>11,440,000 円（税込）</u>
<u>10,400,000 円（税抜）</u> |
| (6) 最低制限価格 | <u>8,050,000 円（税抜）</u> |

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年度の交野市入札参加有資格者名簿【**建設工事**】の【**土木工事**】に登録されていること。

- (3) (2) の登録において、営業所等が交野市内に設置されている業者（市内業者・準市内業者）であること。
- (4) 施工実績については、平成 23 年度以降に、官公庁が発注する土木工事で市内業者は予定価格の 15%以上、準市内業者は予定価格の 25%以上（いずれも税抜額）を元請として、請負契約を締結し誠実に履行していること。
- (5) 本工事に必要な建設業の許可を有し、必要な技術者を配置できること（受注者として建設業法に定める額以上の下請契約を結ぶ場合には、特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できること。）。
- (6) 交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止等の期間中でないこと。
- (7) 令和 2 年度に本市の制限付一般競争入札において落札実績がある場合、本市工事検査室の工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) 本件の入札日において、本市の本年度の工事業種（土木、舗装、建築等全 29 種）における、制限付一般競争入札の落札実績（令和 3 年度分とみなす案件の実績を含む）がないこと。ただし、制限付一般競争入札の落札実績がある場合においても、本件公告日までに工事検査が完了し、かつこれに合格している場合にはこの限りではない。また、市内に本店を置く業者は、技術者が配置できる限り 2 件まで同時に落札できる。

3. 入札参加の申出

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札（事後審査郵便型）参加申出書

(2) 申出書の配布及び受付

日 時：令和3年10月4日（月）～10月8日（金）

配布方法：制限付一般競争入札参加申出書（事後審査郵便型）を本市財務課ホームページよりダウンロード。

受付場所：交野市私部 1-1-1 交野市財務課

※制限付一般競争入札参加申出書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

※受付は土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで

4. 現場説明

現場説明は行わない。

5. 入札参加確認

入札参加申出書の受付をもって参加確認とする。申出を行った者は、設計図書の公開日以降に、本市財務課ホームページから入札関係書類（入札説明書・入札書等）をダウンロードし熟読すること。

6. 設計図書（仕様書、設計書）等の公開及び質問

(1) 公開日時 令和3年10月4日（月）～入札日まで

(2) 公開方法 本市財務課ホームページ

(3) 設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問内容を記載しメールにより送信すること。

ア 質問送信日時 令和3年10月12日（火）午前11時までに

イ 送信先 下水道課

メール：gesui@city.katano.osaka.jp

電 話：072-892-0121

※質問を送信した者は、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 6（3）の質問に対しては、次のとおり回答する。

ア 回答日時 令和3年10月18日（月）午後3時以降

※質問が無かった場合には、回答日時より前にその旨を掲載する
場合がある。

イ 回答方法 市ホームページにて回答を掲載。

※自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

7. 契約条項等の閲覧

交野市財務規則及び工事請負契約約款については、閲覧することができる。

閲覧場所 財務課（交野市私部 1-1-1 交野市役所 本館 2 階）

8. 入札執行の日時及び場所（郵便入札）

本件は郵便入札にて執行する。郵便入札については、別紙「郵便入札の要領について」を熟読すること。

（1）入札書提出期限 令和 3 年 10 月 22 日（金）午後 5 時 30 分（必着）

（2）開札日時 令和 3 年 10 月 25 日（月）午前 10 時 30 分

（3）場 所 交野市私部 1-1-1 交野市役所別館 3 階 小会議室

（4）その他

開札には、参加申出者から 2 名、及び入札事務に関係のない部署の市職員から 1 名の 3 名を基本として、開札立会人として指名する。指名者には別途通知する。

9. 入札書の提出方法等

（1）入札書・入札内訳書は市ホームページから本件で指定する様式をダウンロードして使用すること。

（2）入札参加者は、設計図書等及び現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の **110 分の 100 に相当する金額（税抜き金額）** を記載すること。

（3）入札参加者は、指定の入札書及び内訳書に記名押印し、別紙郵便入札要領に基づき提出すること。

（4）入札執行回数は 1 回を限度とする。

10. 入札保証金

交野市財務規則第 77 条第 1 項の規定により免除とする。

11. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）本入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）所定の日時及び場所に提出しない入札

（3）入札者本人以外の入札（郵便入札のため、原則代理人による入札は認めない）

（4）予定価格を超えた価格の入札

（5）連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

（6）同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

- (7) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- (10) **記名押印を欠く入札**
- (11) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12. 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定方法は次のとおりとする。

- (1) 予定価格の範囲内で行われた有効な入札のうち、最も安価な価格を提示したものを落札候補者（第1位）とし、以下、安価な順に落札候補者の順位とする。
- (2) 同価の入札が複数あった場合は、くじにて順位を決定する。
- (3) 落札候補者（第1位）となった者へは、開札日の午後4時までに本市から連絡を行う。

13. 入札参加資格審査及び落札者の決定

落札候補者（第1位）となった者は、入札日当日もしくはその翌日（土曜・日曜日、祝日を除く）に次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。なお、審査の結果はメールにて通知する。

- ア 2（5）に掲げる配置予定の技術者資格を証する書面の写し
- イ 前記の技術者が申請業者に現在勤務していることを証明する書類（健康保険被保険者証等）
- ウ 2（4）の施工実績を証する書面又は契約書の写し
- エ 経営事項審査結果通知書（本入札公告日現在、最新のもの）の写し

14. 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に該当するときは契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。（保険金額は契約金額の10分の1以上とする）

15. 支払条件

- 前払金 有
- 部分払 無

16. 担当部署

事業担当	下水道課
入札（契約）担当	財務課